

雇用調整助成金は、平成20年秋のリーマン・ショックを受けて助成内容を大幅に拡充したものであるが、その後の雇用情勢の改善や提言型政策仕分けの指摘を受けて、見直しを行う。

平成24年10月改正

【生産量要件の見直し】

最近3か月の売上高又は生産量が
その直前3か月又は前年同期と比べ5%以上減少



最近3か月の売上高又は生産量が
前年同期と比べ10%以上減少 (※)

(平成24年10月1日以降に対象期間が設定された場合に適用)

【支給限度日数の見直し】

3年間 300日



1年間 100日 3年間 150日 (※)

(1年100日は平成24年10月1日以降、3年150日は平成25年10月1日以降に対象期間が設定された場合に適用)

【教育訓練費（事業所内訓練）の引下げ】

大企業 2,000円 中小企業 3,000円



大企業 1,000円 中小企業 1,500円

(平成24年10月1日以降の判定基礎期間から適用)

平成25年4月改正

【助成率の引下げ】

大企業 2/3 中小企業 4/5



大企業 1/2 中小企業 2/3 (※)

(平成25年4月1日以降の判定基礎期間から適用)

【労働者を解雇しなかった場合及び障害者を休業させた場合の助成率の上乗せの廃止】

大企業 3/4 中小企業 9/10



廃止 (※)

(平成25年4月1日以降の判定基礎期間から適用)

【教育訓練費（事業所外訓練）の引下げ】

大企業 4,000円 中小企業 6,000円



大企業 2,000円 中小企業 3,000円

(平成25年4月1日以降の判定基礎期間から適用)

(※)はリーマン・ショック前と同水準

(注)被災3県に所在する事業所の事業主については、いずれも実施を6か月遅らせることとする。